

# 国民健康保険と 後期高齢者医療制度

保険年金課

国民健康保険について  
国民健康保険担当・☎②02147  
後期高齢者医療制度について  
高齢者医療担当・☎②02184

## 国民健康保険

### 新しい被保険者証の発送

7月中に郵送します。  
8月1日(土)以降は、今まで使用していた被保険者証は使えなくなりますのでご注意ください。



### 70歳以上75歳未満の方は…

7月中に被保険者証と高齢者受給者証が一体となったものを郵送します。  
※今後新たに70歳になる方には、70歳の誕生日(1日生まれの方は前月)の中旬に郵送します。



▶ 国民健康保険税の納付方法などのお知らせは、6ページをご覧ください。

### ●自己負担の割合

昨年中の所得などによる判定で**2割**または**3割**

## 保険税の滞納がある世帯

有効期間が3カ月間または6カ月間の**短期被保険者証**を交付します。

特別な事情がなく1年以上保険税を滞納している世帯は、いったん医療費の全額を医療機関に支払うことになる**被保険者資格証明書**が交付

されます。

※18歳以下の被保険者には、滞納している世帯であっても一般の被保険者証を交付します。

保険税の納付については**収税課**(本庁舎2階・☎②02125)へ相談してください。

## 後期高齢者医療制度

### 対象者

75歳以上の方と、一定の障がいがあると認定された65歳以上75歳未満の方

### 自己負担の割合

昨年中の所得による判定で**1割**または**3割**  
※3割となる現役並み所得者で、収入額が一定未満である場合は、申請すると翌月から1割になります。

※保険外診療の場合は、全額自己負担です。

### 新しい被保険者証の発送

7月下旬に郵送します。  
8月1日(土)以降は、今まで使用していた被保険者証は使えなくなりますのでご注意ください。

新しい被保険者証の有効期限は令和3年7月31日です。

▶藤色の被保険者証

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	令和3年7月31日
交付年月日	令和2年8月1日
被保険者番号	99999999
住所	足利市本城3丁目2145番地1
氏名	足利 太郎 男
生年月日	昭和12年3月4日
資格取得年月日	平成24年3月4日
発効期日	平成24年3月4日
一部負担金の割合	0割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	39092028 足利市後期高齢者医療被保険者証

## 保険料率

均等割額…4万3,200円  
所得割率…8.54%  
賦課限度額…64万円(年額)

### ▶低所得者の軽減措置

均等割額…一部変更  
**8割⇒7割軽減**  
**8.5割⇒7.75割軽減(特例)**  
所得割額…軽減なし

### ▶元被扶養者の軽減措置

均等割額…**5割**(加入後2年間)  
所得割額…負担なし  
※軽減措置の詳細は、本紙5月号をご覧ください。



## 後期高齢者医療保険料額の決定通知書

今年度の保険料額の決定通知書を7月中旬に郵送します。  
※前年度と納付方法が異なる場合もありますので、必ず通知書をご確認ください。

▶年金から直接納める方と口座振替の方  
決定通知書を送付しますので、内容をよくご確認ください。

▶納付書で納める方  
納入通知書を送付しますので、市役所、公民館(織姫・助戸を除く)または金融機関の窓口で納めてください。

## 病院などでの支払いが限度額までになる認定証 ……………

### 高額療養費制度と認定証

1カ月の医療費が高額になった場合、一定の金額(自己負担限度額)を超えた分が、申請により後で払い戻される制度です。しかし病院などの窓口では、いったん高額な医療費を支払うことになり、それが困難な場合もあります。

『限度額適用認定証』をあらかじめ病院などの窓口で提示することで、窓口での支払いが自己負担限度額までで済むようになります。

高額な医療費がかかる見込みのある方は事前に申請してください。

### 対 象 者

#### 国民健康保険加入者

70歳～74歳

70歳未満で保険税に滞納がない

市民税非課税世帯

自己負担割合が3割で課税所得が145万円以上690万円未満

それ以外

限度額適用認定証を申請

#### 後期高齢者医療制度加入者

市民税非課税世帯

自己負担割合が3割で課税所得が145万円以上690万円未満

それ以外

限度額適用認定証を申請

お手元の被保険者証が認定証を兼ねる(申請は不要)

市民税非課税世帯の方は…申請をすることにより、入院時の食事代を減額する『標準負担額減額認定証』が交付されますので、同課にお問い合わせください。

※70歳未満で保険税に滞納がある場合、限度額適用認定証は交付できませんが、高額療養資金貸付制度を利用することができます。条件がありますので、まずは同課へご相談ください。

### 申 請 方 法

#### 国民健康保険加入者

対象者の被保険者証、世帯主の認印、マイナンバーがわかるものを持って同課(本庁舎1階・14番窓口)  
※すでに認定証の交付を受けている方の有効期限は7月31日(金)です。8月以降も必要な方は、7月10日(金)から手続きができます。

#### 後期高齢者医療制度加入者

対象者の被保険者証、認印、マイナンバーがわかるものを持って同課(本庁舎1階・13番窓口)または各公民館(織姫・助戸を除く)  
※すでに認定証の交付を受けている方で、今年度も対象となる方には、被保険者証に認定証を同封して郵送します。

★3年3月からマイナンバーカードが被保険者証として利用できる予定です。

※要事前登録。問い合わせはマイナンバー総合フリーダイヤル・☎0120・95・0178

